

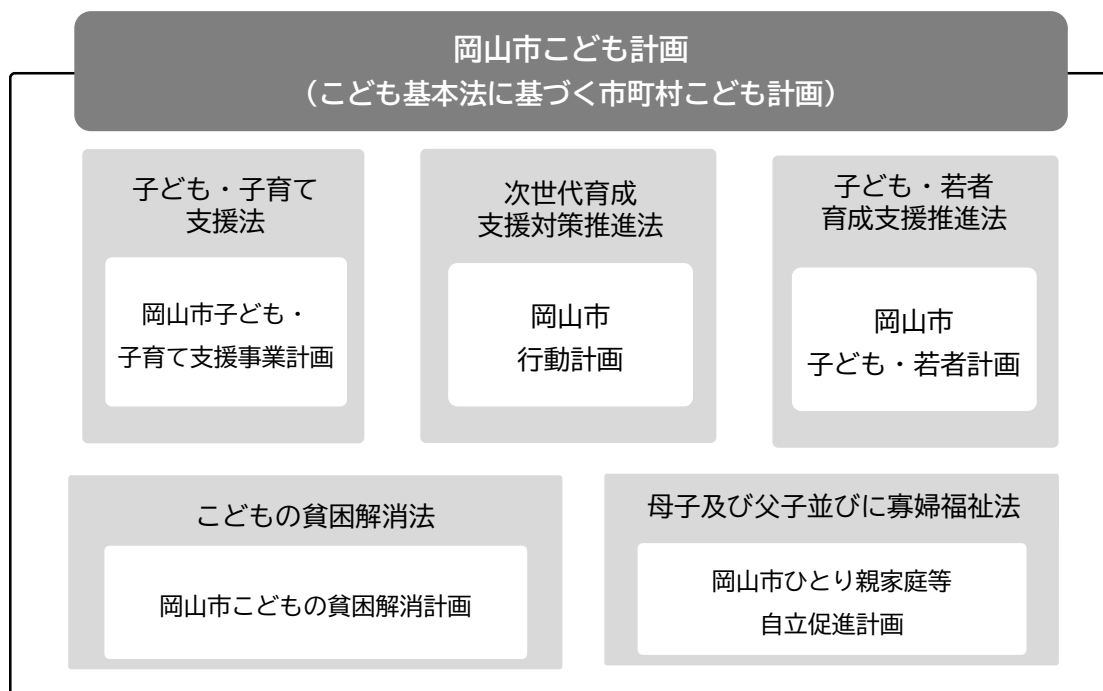
「岡山市こども計画」の素案について

1 計画の概要について

(1) 策定の経緯・趣旨

- ・ 「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020」及び「岡山市子ども・子育て支援事業計画 2020」は、令和6年度末で計画期間が終了する。
- ・ 計画期間中には保育の待機児童解消などを達成したが、保育の質の向上、放課後児童クラブの受け皿確保、児童虐待や貧困など困難を抱えるこどもや家庭に対する支援などの課題がある。
- ・ 令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども施策についての市町村計画の策定が努力義務となり、同年12月には「こども大綱」が閣議決定された。
- ・ 国の動きや社会情勢の変化、岡山市の課題などを踏まえ、こども施策を一体的に推進するため、現在の計画を統合し、こども基本法に基づく「岡山市こども計画」を策定するもの。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(4) 計画の対象

- ・ 本計画においては、こども基本法等の趣旨を踏まえ、こどもがおとなとして円滑に社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援ができるように、おおむね30歳未満のこども・若者とその家族、教育・保育施設、学校、事業者、行政、地域社会などを計画の対象とする。なお、対象者の年齢が法律等で規定される施策は、その定めに従うものとする。

(5) 基本理念

こども・若者が輝き、安心して子育てができるまちづくり

- ・ 岡山市は、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図り、全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できるように、そして、希望する誰もが安心してこどもを生み、子育てに伴う喜びを感じながら育てることができるように、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域社会などとの協働により社会全体で支え、支援していくため、「こども・若者が輝き、安心して子育てができるまちづくり」を基本理念とする。

2 計画の構成について

第1部 全体計画（こども・子育て施策の推進）

第1章 計画の策定にあたって

策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、対象、基本理念、推進体制

第2章 岡山市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況

人口・世帯の状況、少子化の動向、就労や家庭の状況、こども・若者の状況など

第3章 こども・子育て支援施策の具体的な展開

計画の体系、施策の展開・推進事業、評価指標・数値目標

第2部 個別計画

第1章 社会的養育の推進

（岡山県と共同策定する社会的養育推進計画と連動）

第2章 こどもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立支援の推進

（岡山市こどもの貧困解消計画・岡山市ひとり親家庭等自立促進計画）

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（岡山市子ども・子育て支援事業計画）

3 計画策定のポイント

(1) 基本理念と施策体系について

- ・ こども大綱などを踏まえ、こども・若者の権利が尊重され、将来にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる社会を目指すことを理念に追加するとともに、「こども・若者の権利の尊重」を政策の柱の一つとした。
- ・ こども・若者の成長にあわせて、ライフステージ順に基本理念と施策体系を整理した。

(2) 政策の7つの柱と目指す姿

柱1：こども・若者の権利の尊重

- こども・若者は権利の主体であり、その権利が尊重され、こども・若者の今とこれからの最善の利益が図られること

柱2：こどもが安全で健やかに育つことができる環境づくり

- こどもが同年齢・異年齢のこども同士や周囲のおとな、地域社会との関わりの中で発達段階に応じて多様な体験や学びを積み重ね、健やかに成長できること

柱3：若者の成長と未来のための支援

- 若者が、おとなとして必要な能力や知識などを身に付け、様々な社会的活動を通じて成長し、自らの希望に応じて就労や結婚、子育てなど、ライフプランが実現できること

柱4：困難を抱えるこども・若者やその家庭への支援

- 児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障害、いじめなど、困難な状態にあるこども・若者やその家庭が、社会から孤立することなく、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられること

柱5：妊娠期からの切れ目ない健康づくりへの支援

- 妊産婦や乳幼児が、産前産後の相談支援、健診、育児相談など、妊産婦の健康や乳幼児の健やかな成長・発達のための切れ目ない支援が受けられ、安心して妊娠、出産、子育てができること

柱6：子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

- 保護者の就労状況にかかわらず、子育て家庭が身近な地域で仲間づくりや気軽に相談できる場があり、リフレッシュなどにつながる育児支援や家事支援、経済的負担の軽減などによって、安心して子育てができること

柱7：共働き・共育ての推進

- 保育所や放課後児童クラブなどの受け皿が確保され、保護者のニーズに応じた質の高い支援を受けることができるとともに、男性の家事・育児への参画や、多様で柔軟な働き方によって、共働き・共育てができること

4 今後のスケジュール（予定）

11月下旬 パブリックコメント開始

11月下旬 審議会（子ども・子育て会議、青少年問題協議会）

12月下旬 パブリックコメント終了

1月末頃 子ども・文教委員会（パブリックコメントなど反映した最終案）

3月末 計画完成